

食品製造・加工事業者の皆様を支援します！

特定農産加工法

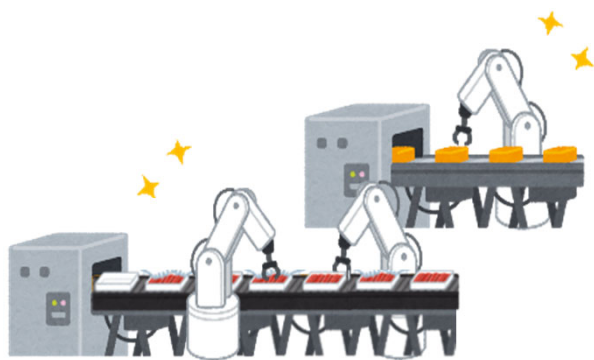
(正式名称:特定農産加工業経営改善等臨時措置法)

農産加工品やその原材料の輸入に係る事情の著しい変化に対処し、支援措置を講じる法律です。
計画が承認されると、**金融・税制の支援措置**が受けられます。

経営改善・事業提携計画

こんな時に！

- ✓ 工場に最新設備を導入したい
- ✓ 新たな工場を建設したい



対象

特定農産加工業者(14業種)
関連農産加工業者(12業種)

調達安定化計画

こんな時に！

- ✓ 原料を国産に切り替えたい
- ✓ 原料保管庫を増設したい



対象

小麦・大豆又はそれらの
一次加工品を主要な原材料とする事業者

詳細について、詳しくは裏面へ！



特定農産加工法について

経営改善・事業提携計画

対象

特定農産加工業者(14業種)

- ① かんきつ果汁
 - ② 非かんきつ果汁
 - ③ パインアップル缶詰
 - ④ こんにやく粉
 - ⑤ トマト加工品
 - ⑥ 甘しょでん粉
 - ⑦ 馬鈴しょでん粉
 - ⑧ 米加工品
 - ⑨ 麦加工品 (パスタを含む。)
 - ⑩ 砂糖
 - ⑪ 菓子 (チョコレート、キャンデー、ビスケット)
 - ⑫ 乳製品
 - ⑬ 牛肉調製品
 - ⑭ 豚肉調製品
- の製造事業者

特定農産加工業者と事業提携する関連農産加工業者(12業種)

- ① 果実加工食品
 - ② こんにやく製品
 - ③ 甘しょ加工食品
 - ④ 馬鈴しょ加工食品
 - ⑤ 米菓
 - ⑥ みそ (米又は麦を原材料とするもの)
 - ⑦ しょうゆ
 - ⑧ めん (小麦粉を原材料とするもの)
 - ⑨ パン
 - ⑩ せんべい (小麦粉を原材料とするもの)
 - ⑪ 冷凍冷蔵食品 (生乳又は乳製品を原材料とするもの)
 - ⑫ 食肉調製品
- の製造事業者

取組

- 新商品・新技術の開発
- 事業の転換
- 事業の合理化 等
- 新商品・新技術の共同開発
- 合併
- 営業の譲渡 等

事例

- 需要の増加に伴い生産効率を高めるためのラインの増設
- 取引先の拡大に伴う新工場の建設 等
- 複数事業者による生産の共同化 等

計画が承認

調達安定化計画

対象

特定農産加工業者

小麦、大豆又はこれらの一次加工品 (小麦粉・煮豆等) を主要な原材料として使用する農産加工業者

取組

- 原材料の生産地の変更
- 代替原材料の使用
- 原材料の効率的な使用
- 新商品・新技術の開発 (上記3つの取組と併せて行うもの)
- 原材料の保管

事例

- 外国産大豆から国産大豆に切り替えるための下処理設備の導入
- 製造工程で発生するロス削減のための生産ラインの機械化
- 国産小麦に切り替えるための新たな保管庫の設置 等

計画が承認

支援措置

金融：(株)日本政策金融公庫による長期低利融資

税制：事業所税の課税標準の特例(承認後5年間事業所税資産割の1/4控除)

2026年9月時点

お問合せ先

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課

TEL : 03-6744-2060

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/tokutei_nousanho/

特定農産加工法

検索

詳しくは
こちら

